

総務省、文部科学省、農林水産省、環境省、滋賀県同時発表

平成28年11月8日  
都市局都市政策課**琵琶湖保全再生推進協議会（第1回）を滋賀県にて開催**

～ 国民的資産である琵琶湖の健全で恵み豊かな湖としての保全・再生に向けて～

11月15日（火）に滋賀県において、昨年度施行された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づき、琵琶湖の保全及び再生の推進について協議を行うため、関係省庁や滋賀県、琵琶湖の下流域等の関係地方公共団体を構成員とする、「琵琶湖保全再生推進協議会」（第1回）を開催します。

本協議会は、国民的資産である琵琶湖の健全で恵み豊かな湖としての保全・再生を目的として、昨年度施行された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づき、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策の推進に関し、必要な事項について協議を行うため開催するものです。当日は、これまでの取り組みや琵琶湖保全再生計画に関する説明、意見交換を予定しています。また、会議に先立ち、船による琵琶湖の現地視察を予定しています。（荒天の場合は琵琶湖環境科学研究センターを予定）

1. 日時 : 平成28年11月15日（火）15:40～16:50
2. 場所 : 琵琶湖ホテル 3階「瑠璃」（滋賀県大津市浜町2-40）
3. 議事 :
  - (1) 琵琶湖の保全及び再生に関する法律の説明
  - (2) 琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針の説明
  - (3) これまでの琵琶湖保全再生に関する取組及び琵琶湖保全再生計画の策定について説明
  - (4) 琵琶湖保全再生施策の推進に関する意見交換
4. 傍聴 :
  - ・傍聴者の定員は10名です。
  - ・傍聴を希望される方は、上記の開催時刻までに、直接会場へお越しください。会場前にて受付をします。傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順となりますので、御了承ください。
5. 取材 :
  - ・取材を希望される場合は事前に下記連絡先まで連絡をお願いします。
  - ・カメラ撮りは、会議冒頭のみ（滋賀県知事、会長の挨拶まで）可能です。
  - ・琵琶湖の現地視察は、定員の関係から、船内での取材は出来ませんのでご了承ください。（荒天の場合の琵琶湖環境科学研究センターも、同様に施設内の取材は出来ません。）
6. その他 :
  - ・会議の資料及び議事録については、後日、国土交通省、環境省、滋賀県のホームページで公開するとともに、滋賀県庁県民情報室に会議概要を備え付けます。
  - ・協議会の構成員（本協議会で決定予定）については、別紙のとおりです。出席予定者の詳細は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

**【問い合わせ先】**国土交通省 都市局 都市政策課 都市政策調査室 森・石塚  
TEL 03-5253-8111(代表) 03-5253-8399(直通)(内線 32262、32273)  
FAX 03-5253-1586**【取材対応連絡先】**

滋賀県 琵琶湖環境部 琵琶湖保全再生課 北川

TEL:077-528-3451 FAX:077-528-4847 E-mail:dl00@pref.shiga.lg.jp